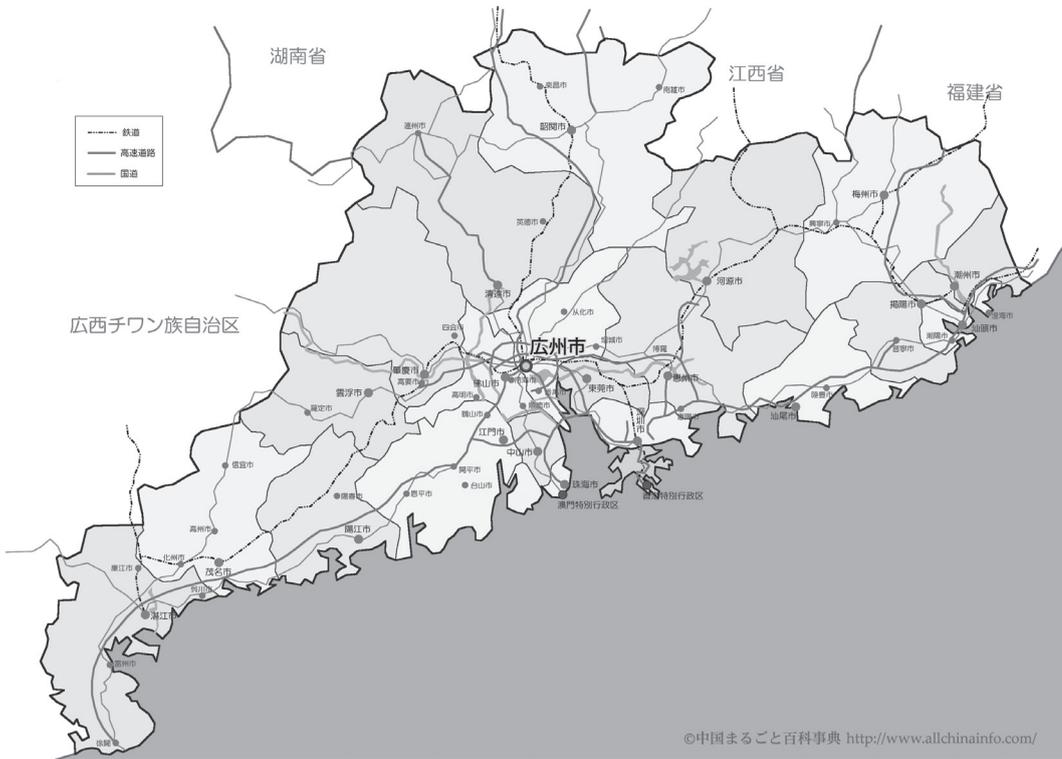


中国・草の根の労働運動

―労働NGOの活躍と弾圧―

山口 真美



©中国まるごと百科事典 <http://www.allchinainfo.com/>

中国の労働NGOは、労働者の基本的権利を守るために活動する、労働者らによる草の根組織である。

二〇一五年暮れの十二月三日、広東省で複数の労働NGOのリーダーとスタッフが警察に連れ去られるという社会を震撼させる事件が起きた⁽¹⁾。この日、拘束された労働NGO関係者は広州市と仏山市にある労働NGOの一五名に上り、うち四名は後日、それぞれ、集合騒乱罪（曾飛洋、朱小梅、孟晗）、および職務上横領罪（何曉波）の疑いで刑事逮捕された。

このうち、唯一の女性で授乳中の乳児の母親であった朱小梅のみ二月一日に保釈されたが、残る三人は拘束以来二カ月以上が経過した現在も獄中にある。三人には被告人に認められた法的権利である弁護士との面会も認められない状態が長く続き、うち曾飛洋には今

も認められていない。政府による特例的措置とみられ、身の上が案じられている。

全国から労働者（いわゆる「農民工」）が集まる広東省では、労働者によるストライキなどの労働運動が二〇一〇年以降、頻発している。労働NGOと呼ばれる労働者支援組織も広東省の広州市、深圳市を中心とする数都市が全国的な中心地である（広東省地図を参照）。

今回、身柄を拘束された労働NGOの関係者は広州市と仏山市の四つの労働NGOの代表者およびスタッフであった。なかでも代表者（曾飛洋）とスタッフ（朱小梅）、元スタッフ（孟晗）の三人が刑事逮捕された「番愚打工族服务部」（以下、打工族服务部）は直近の一二月に広州市で清掃労働者の大規模ストライキと賃金交渉を支援し、画期的な成功を収めたことが社会的にも注目されたばかりであった。

一方、代表者の何曉波が刑事逮捕された「南飛雁社会服務工作中心」（以下、南飛雁センター）は、労災被害に遭った労働者への法的な救済活動を中心にしてきた。その貢献はかつて、地元仏山市の

民政部からも肯定的に評価され、全国でも唯一、草の根NGOでありながら政府公認のソーシヤルワークセンターとして活動してきた。

労働NGOの詳細は後述するが、そのなかでもいくつかの点で特徴の異なる、かつ代表的なこの二つのNGOが今回、同時に逮捕されたことの背景をどう考えたらよいのだろうか。

事件の経緯は未だ明らかでないことが多いが、本稿では打工族服務部と南飛雁センターを中心に、労働NGOの位置づけと活動を紹介し、一連の弾圧事件の背景を可能な限り考察してみたい。

●草の根NGOと労働NGO

まず、今回の事件の焦点となる、労働NGOの成り立ちと社会的位置づけを整理したい。

中国において、今日労働NGO⁽²⁾と呼ばれる、労働者の権利を守るための公益活動組織が最初に起こったのは、一九九六年、北京と深圳においてであったとされる(参考文献①)。これに先立つ一九九五年、国連主催の「世界女性会議」がアジアで初めて北京で開催され、政府代表とともにNGOが集まるフォーラムがあったことから、中

国にNGOという概念がもたらされた。

この直後、官製の女性向け雑誌の出版社有志が出稼ぎ女性を支援するNGO「打工妹之家(出稼ぎ女性の家)」を設立した。これが、全国初の労働NGOといわれている。同年、NGO「女性聯盟(Chinese Women Network)」が香港で登記、成立し、同時に深圳市南山区总工会と共同で「南山区女職工服務中心(南山区女性労働者服務センター)」を設立した。

いずれのNGOも背景に多少の政府部門の後ろ盾があるが、活動内容は完全に自主的なものであった。北京の「出稼ぎ女性の家」は現在も北京の労働NGOのひとつとして活発に活動している。

これら、公的な組織の後ろ盾を持つ草の根NGOのあとに、完全な民間NGOとして出現したのが打工族服務部である。一九九八年、広東省広州市の番愚区においてであった。打工族服務部の成り立ちについては次節で詳述する。

ところで、労働NGOに限らずNGO・NPOは中国では、比較的新しく導入された外来語であり、伝統的には共通の目的を持った人々の結社である「社会团体」と

いう呼称がNGO・NPO概念に相当する(参考文献②)。

中国の市民社会の成長を論じた朱健剛によれば、中国のNGOは以下の三類型に分けられる(参考文献③)。

- (1)官製NGO、つまり民政部で「社会团体」または「民間非営利企業」として登記された組織。
- (2)草の根NGO、つまり民政部に登記のない組織。ただし、ここには企業登記など、NGO以外の組織として登記された法人組織を含む。
- (3)国際NGO、つまり海外に本部を持つNGOが中国国内において活動する拠点組織。

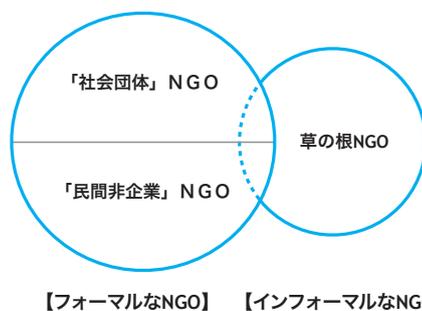
さらに朱は、(2)の草の根NGOは非常に活力があり、中国の市民社会の中心的担い手であるとしている。これらのNGOは草の根にあって、自由な行動様式と堅固な市民社会理念を持ち、中国人の日常生活に根ざした具体的な利益と密接に関わる活動をしていると指摘する(参考文献③)。

つまり、官製NGOは「社会团体」「民間非企業」と

行政登記上二つのタイプに分けられるものの、いずれも各地政府の民政部门に登記されたフォーマルなNGOのことを指す。他方、「草の根NGO」と呼ばれるインフォーマルなNGOの方がむしろ、中国の市民社会活動の中心であるといえる。

なお、以下第三節でみる南飛雁センターのように、草の根労働NGOでありつつ、地方政府の民政部门に登記を認められ、フォーマルなNGOとして活動するNGOも近年、少数ながら出現している。

図1 中国国内におけるNGOの区分



(注) 1) ここでフォーマル/インフォーマルとは、NGOとしての合法的な法人格を持っているか否かを指す。
2) 近年、草の根NGOの一部が「社会团体」または「民間非企業」NGOとして認証されるケースが存在するため、2つの集合の重なる部分はそれらの、草の根出身で政府公認を受けたNGOを示す。
(出所) 筆者作成。

そのため、朱の分類による(1)の官製NGOと(2)の草の根NGOとは、近年ではフォーマルな(NGOとしての法人格を認められた)NGOとインフォーマルなNGOの二区分としてとらえられるべきだと考える。

以上のような、現在の中国国内のNGOの概念図を示したのが、図1である。草の根NGOはそれぞれ主な活動分野を特定の専門領域に特化しており、その主な分野には環境、教育、労働、貧困扶助、マイノリティ支援などがある。それぞれ、一般的に環境NGO、教育NGO、労働NGO等と呼ばれている。

労働NGOを研究する王侃講師(中国労働関係学院)によれば、労働NGOの数は官製NGOも含めれば全国に約一〇〇〇あり、そのうち活発に活動しているものはすべて草の根NGOで、約一〇〇あるという⁽³⁾。

草の根NGOのほとんどは政府によってNGOとしての登記を認められず、合法的な法人格を得るために企業法人として工商部門に登録して活動している。活動資金は海外の慈善団体、財団などから調達中心で、一部国内の財団

や企業、自己収入にもよっている。担い手は労働者(農民工)出身者と、新聞記者や研究者、学生などの市民によるものとあるが、労働者自身によるものが中心である。次に、打工族服務部の成り立ちとこれまでの主な活動をみてみたい。

●^{出稼者}打工族 文書処理服務部

番禺打工族文書処理服務部(番禺・出稼者文書処理サービス部)は一九九八年、現在の広東省広州市番愚区で創設された。代表者で年末に拘束、逮捕された曾飛洋の経歴から紹介したい⁽⁴⁾。

一九七四年生まれ、四一歳の曾飛洋は一九九六年、華南師範大学の法律系の専攻を卒業し、彼の故郷である広東省北部の南雄市司法局に公務員として就職した。

安定しているものの、単調でやりがいを感じられない公務員の仕事に嫌気がさした彼は、一年足らずで辞職して広州に戻り、当時広東一の規模だった経緯弁護士事務所所に転職した。そこで配属された部署が、企業の顧問として各種の法的問題を解決する「顧問部」であり、業務の中心は労使紛争の調停だったことが、曾のその後の問題意識につながる。

労使紛争の多くは労災補償、賃金の遅配などであり、曾は当時、企業の側に立って労働者の得るべき賃金や労災保障金の額を削減する交渉をするのが仕事だった。本来、労働者の側に理があるべきところ、常に企業の思惑どおりに交渉が進むことを目の当たりにし、労働者の側にこそ、法律的支援のニーズがあることをこのとき認識したという。

曾の前途を変えたのは、廖曉峰という四川省出身の農民工との出会いだ。廖はあるとき、自ら学んだ法律の知識によって同郷の農民工のために労災補償金を勝ち取り、それを機に一九九八年八月一日、広州市番愚区で打工族服務部を設立した。労働者のために法律による権利保護活動をする目的の組織である。程なくして、知人の紹介で、労使紛争に習熟した曾飛洋と知り合い、意気投合。曾は廖と出会ったその日、膝を詰めて語り合い、廖がやろうとしていてるのは、まさに自分がやりたいことだと考えたという。

廖の誘いに応じて、曾飛洋は月給二二一〇〇元の前職を辞し、六〇〇元の賃金で打工族服務部に転職した。

打工族服務部は当初、法律コンサルタント機関としたかったものの、弁護士資格所持者がいないために、工商部門は文書処理の代理業務としての認可しか出さず、さらに業務範囲には「法律コンサルタント業務を含まない」と注記された。

しかし実際には、打工族服務部の主な業務は法律コンサルタント、さらには被害者に代わって代理出廷することさえあり、それにもかかわらず料金は「文書作成サービス」の名義で徴収するしかなかった。服務部のサービス対象者は貧しい農民工のため、料金は極めて低く、ひとつの案件毎に数百元から高くても一〇〇〇元以下だったが、それさえも徴収できないことが珍しくなかった。労災や未払い賃金を受け取るなり、帰郷してしまう農民工が多く、打工族服務部には損失が残るケースが珍しくなかった。服務部創設から二カ月、当初の創設者であった廖は経営難に根を上げ、他の弁護士事務所からの誘いに乗って打工族服務部を去ってしまった。

翌一九九九年、司法局が打工族服務部の会計検査を行い、「文書服務部は有償の法律サービスを提

供してはならない」との理由で打工族服務部は経営範囲を逸脱しているとして営業許可証を一時取りあげられた。そのため、服務部は料金徴収をより慎重にせざるを得なくなり、曾は自らの貯金から服務部の赤字を補填しつつ、組織を維持した。

そうしたなか、二〇〇〇年に曾は北京で開催されたNGOフォーラムに参加し、打工族服務部の活動をNGOとして展開する可能性に希望をみいだしている。そして二〇〇一年、香港のキリスト教系の機関から初めての資金援助を受けることができた。

二〇〇二年には、資金援助がさらに充実し、打工族服務部は支援対象の農民工から料金を徴収しないうNGO組織へと転換することができた。これをもって打工族は「中国大陸の最初の労働NGO」ともいわれる。このとき、曾は二八歳であった。

労働者の権利侵害に対する法律的支援の他、二〇〇三年にはアメリカ・リーボック社の支援（一五〇〇〇米ドル）を受け、番愚に「打工者文化服務部（出稼ぎ者文化サービス部）」を設立した。ここではパソコン教室、ダンス教室、

英語教室などの短期教室や娯楽活動が行われた。目的は農民工に学習の機会を提供し、生活を文化的に豊かにして、今いる都市に帰属感を持つてもらいたいとの思いだったという。実際、現在東莞や深圳でそれぞれ労働NGOを運営する創設者の何人かは、この文化服務部に集った農民工であったという。

ただし、この文化服務部も二〇〇七年に所在鎮の公安部からの干渉に遭い、転出を求められた。理由は文化服務部に毎日一〇〇人を超える農民工が集まるため、組織化して暴動を起こすことを恐れていたことだったとみられている。

地元公安部門が行う「転出強要」という手段は、家屋貸し主への賃貸取りやめ勧告に始まり、水道電気を止めることによって住人を最終的に追い出す。広州市、深圳市で二〇一〇年前後から多くの労働NGOに対してこのような干渉が実施されている。四年間にわたり利用者に好評を博してきた文化服務部だが、曾はやむなく閉鎖せざるを得なかった。

この事件により、曾は「環境、障害者支援、貧困扶助などの穏やかなNGOに比べ、政府は労働N

GOを警戒している」ことを悟ったという。実際、労働NGOは農民工の都市における生活面でのストレスや不満などを解消し、政府に替わって多くの問題を解決している。にもかかわらず政府はそうみていない。労働NGOが今後どこまで発展できるかは、主に政府と企業から来る制約次第だと、二〇一〇年当時、曾がコメントしている。

二〇一〇年は中国の労働運動の大きな節目の年にあたる。この年の五月に深圳市の台湾資本の電子機器組み立てメーカー、富士康でワーカーの連続自殺事件が起こり、前後して仏山市の南海ホンダにて労働者による賃上げストが成功している。

特に後者は、労働者による企業内の労使交渉に政府が過度に干渉せず、労働者側も秩序だった交渉を行うことにより、双方が妥協点をみいだす最初の成功例となった（参考文献④）。他の労働NGO同様に、それまでは法律講座や法律コンサルティングを中心に、個人の労働訴訟を支援する活動を展開してきた打工族服務部が労働者の団体交渉に関与するようになったのも、それ以降のことである。

打工族服務部が労働者を指導して雇用者を相手取った労使交渉を行い、成果が出始めたのは、二〇一三年以降である。打工族服務部が関わった主な労使交渉の経過と成果は、打工族服務部の公式ホームページ⁶⁾、および打工族を支援している香港のNGO「中国劳工通訊」代表の韓東方氏による投稿に詳しい（参考文献⑤）。

韓氏によれば、曾飛洋の韓東方との出会いは二〇一〇年末のことである。それ以降、打工族は団体交渉による労使交渉に舵を切り、二〇一五年までの五年間に大小さまざまな数十件の労使交渉を指導している。その指導方針は、救済を求めて来た労働者に対して、労働者代表を選出するよう促し、労使交渉の進め方や戦略を具体的に指示することによって、雇用者側との団体交渉の場で労働者の要求の実現を図るといった、冷静なものである。

交渉によって労働者側が勝ち取った保障金と未払い社会保険料が最も多額だった利得靴廠のケース（二〇一四年）では、一億二〇〇〇萬元が一〇〇〇人あまりの労働者に支払われることで決着した。過去五年間に打工族服務部が労働者

を支援して、団体交渉によって雇用主側から勝ち取った合法的な経済保障金は合わせて約二億元に上るといふ⁽⁷⁾。

次に、南飛雁センターの経緯をみてみよう。

●南飛雁社会工務サービスセンター

南飛雁ソーシャルワークサービスセンターの起源は、創設者の何曉波による「何曉波工作室」開設に遡る。二〇〇七年のことであつた⁽⁸⁾。

何曉波も一九七四年生まれの四一歳、高卒で三年間の兵役を経て、退役後故郷の河南省鶴壁市の私営企業⁽⁹⁾に技術者として就職した。

五年ほど勤めるなかで、経営者の汚職に反抗してストを組織し、企業はまもなく倒産するに至つたという。職を失つた何は広東省佛山市へ出稼ぎに行き、前職と同業種の金属加工工場に勤めた。

しかし転職後まもなく、何は徹夜作業中に機械で左手の手指三本を切断してしまふ。前職と同じ職種で、作業は習熟したものだったが、しかし、広東の私営工場では徹夜による長時間連続勤務が恒常的で、賃金は歩合制、作業をこなすプレ

ッシャーも大きく、そのような環境に不慣れななかでの労災事故であつたといふ。

事故後、入院していた仏山の病院で、二〇〇六年六月、労災被害者の慰問に訪れた打工族服務部のスタッフと知り合う。何の手指切断事故は、工場主が労災保険に加入していなかったため、労災は適用されず、対処すべき知識もなかったが、打工族服務部のサポートを得て工場主と交渉し、賠償金を獲得することができた。

怪我の治療が完了した二〇月、何は広州市の打工族服務部でボランティアとして働き、労災支援の法律的知識を学んで翌二〇〇七年に仏山に帰って労災被害者の支援を始めた。当初は打工族の派出機関として活動を開始し、後に「何曉波工作室」という名義にした。個人名で活動内容も明らかにしなかつたのは、政治的にとがめられたいりするリスクを避けるための当時の判断だつた。

ところが、汪洋が広東省書記に就任した二〇〇七年、広東省ではソーシャルサービス機関の発展が推進され、公益的な活動をするNGOの活動が奨励された。こうした政治的環境の好転で、何曉波工

作室は現在の名称に改め、二〇〇七年七月、仏山市民政局にソーシャルサービスを担う民間の専門組織（非企業単位）としてNGO登録することができた。草の根労働NGOのなかで、民政局に正式なNGOとして登録が許可されたNGOは当時、他に例がなかった。政府公認のNGOとなることにより、合法的な法人身分が持てるうえに、政府が民間にアウトソーシングする公共サービス事業に入札し、経営を請け負うことで活動資金の一部とすることができるといふメリットがあつた。

南飛雁センターの主な活動は、当初から変わらず、労災被害者への法律的な支援である。定期的に実施する法律知識研修講座と個別の法律コンサルティングによって一万人以上の労災被害者に法律的な賠償を得るためのサポートをしてきた。

サポートは基本的に本人が書類を整え、自ら裁判に出廷することとしている。南飛雁センターが組織として裁判に出廷するのは、従来の判例を超えて労働者に有利な結果が勝ち取れそうな案件の場合のみである。あくまでも、労災被害者が自ら主体的に自分の権利を

求めて戦うのが望ましいと考えているとのことであつた。

労災被害者支援の傍ら、より広くコミュニティに住む地方出身の労働者の子どもの達のための教育支援活動にも取り組んでいる。日常的な授業の予習復習指導と、夏休みのイベントなどを行っている。

南飛雁センターのスタッフは何曉波の他、七名の専従スタッフがあり、うち三名が労働者出身、四名がソーシャルワーク専攻の大学卒業生である。二〇一五年現在の主な活動資金は多くの他の労働NGO同様、一〇〇%近くを香港のオックスファムより、その他小額のプロジェクト助成を国内の民間財団より獲得している。また、佛山市の「救助駅（貧困者の駆け込みステーション）」の経営を民政局から請け負うことにより、ごくわずかではあるものの市財政からの収入も得ている。

●環境の悪化と弾圧

何曉波によれば、二〇一四年より、労働NGOを取りまく政治的環境は悪化した⁽¹⁰⁾。他の労働NGOへの筆者のヒアリングによっても、労働NGOの活動への制限は近年強まる一方だとの点は共通し

ている。

その背景に何があるのか、目下はつきりとはわからない。しかし、大きく二つの側面があると思われる。ひとつは、NGOという組織とその活動を、制度化しコントロール可能にしようとする中央政府の意図と法整備の動きである。中国国内のNGO組織の行政登記と募金による資金調達について規定する「慈善法」、中国国内で活動する海外NGOの管理を規定する「境外非政府組織管理法」という二つの法律の草案が現在審議されており、草の根NGOの存続と活動への影響が心配されている。

もうひとつは、もっと得体の知れない圧力である。二〇一四年年末に、打工族服務部の曾飛洋が事務所内で、突然来訪した四名の暴漢に襲撃され、負傷するという事件が起きた。

一月二六日の正午前、曾飛洋と別のスタッフが来客に應對していた際、押し入った暴漢は「責任者は誰だ？」と聞き、自分だと答えた曾飛洋に借金を返せという言いがかりをつけて殴りかかったという。一一〇番通報を受けて約一〇分後に現場に駆けつけた警察は現場検証をし、曾飛洋を派出所

に連行して聞き取りを行ったものの、その後事件の真相は明らかになっていない。

これに対して、全国の二二の労働NGOが事件の真相解明を求め共同声明を出している¹¹⁾。それによれば、このような労働NGOスタッフへの暴力や嫌がらせは二〇〇七年深圳の労働NGO、「打工者職業安全健康中心」責任者、黄慶南への暴漢襲撃事件¹²⁾をはじめ、事務所や自宅の転出強要、自家用車への襲撃、脅迫電話など、大小さまざま、また全国各地の労働NGOで起きている。加害者も企業やその指図を受けた何者かと思われるものから、政府部門までさまざまである。

他方、広州と仏山の労働NGOスタッフが拘束、逮捕された今回の事件は明らかに政府による弾圧行為であり、しかしそれがどのレベル（中央、省、市など）の政府、またどの部門（民政部門なのか、公安部門なのか、またはその他なのか）の思惑なのか、指示系統は皆目見当がつかない。

明らかなのは、今回は広東省の隣り合う二つの行政区である広州市と仏山市の二つの労働NGO関係者が対象となったこと。さらに

それらのNGOは、団体交渉支援型の打工族服務部等と、労災被害者救済型の南飛雁センターと、主な活動内容が異なることである。

前者の打工族服務部は、直近の一〇月に難易度が高いといわれてきた清掃労働者の大規模ストを成功させたことで注目された。しかし、労働省への団体交渉支援を行う労働NGOは打工族服務部が唯一ではない。むしろ、曾飛洋はかなり慎重な性格で、運動支援もあり前面に出ることなく穏便に進めてきた印象が強い。

また、労災被害者支援を行ってきた南飛雁センターは、あくまでも労災被害に遭った個別の労働者を救うことを課題とし、複数の労働者を組織しての活動などには着手しなかった。社会的に目立つことにより活動を制約されるのを避けるための配慮であった。

南飛雁センターは二〇一五年六月、監督部門である民政局から組織としての活動内容が基準を満たしていないと指摘され、請け負っていた救助駅の経営契約を中途解除されるなど、不穏な動きが続いていた。その後過去の会計帳簿の再検査が行われ、不備を指摘された数日後、代表の何が拘束された。

嫌疑は、職務上横領罪である。

また、法人登録の形態もこの二つのNGOは異なっている。打工族服務部は多くの草の根NGOがそうであるように「工商登記」、つまり企業として工商部門に法人登録していた。企業として登録されているため、利益を上げれば納税義務を負ううえ、中国国内で公募されるNGO向けのプロジェクトなどに応募することができない。中国国内からの金銭的な支援がない一方で、比較的政府から自由な法人形態であるともみられる。

一方、南飛雁センターは草の根NGOとしてはめずらしく、民政部門に登記されたフォーマルなNGOであった。実態としては政府からの資金的支援は少なかったものの、組織としての政治的リスクは政府の後ろ盾があることによりかなり低減できるのではないかと思われた。

しかし今回、企業とNGO、つまりインフォーマルなNGOとフォーマルなNGOとを問わず、この二つのNGOが弾圧の対象となった。法人登記の性質を問わず、弾圧されたと考えられる。ただ、共通することはいずれの労働NGOもそれぞれの分野で活発に活動

し、着実に成果をあげている組織だったということである。その支援によって労働者や労災被害者が雇用先の企業や政府から得られた経済的な代償は総額にすれば相当大きい。彼らは企業にとっては疎ましい存在であり、地方政府にとっても地元経済の発展という点で企業の利益確保には利害が一致する。さらに、人権派弁護士への拘束逮捕など、市民社会への締め付けが各地で実施されるなかで、今回の労働NGOへの弾圧が起きた。

社会全体の流れが市民社会を締め付ける方向にあるなかで、政府が、日頃から好ましく思っていた主な労働NGO関係者をもっとしめ的に弾圧したというのが今回の一連の事件のシナリオではないだろうか。同日に広州市、仏山市にまたがる一五名もの労働NGO関係者が拘束されたことを考えると、省や中央など上位の政府レベルからの何らかの指示があったと考えることもできるかもしれない。他の労働NGOへの波及効果は今のところ、明らかではないが、しばらくは目立った活動がしにくくなることが予想される。とはいえ、労働NGOが取り組む、労働者の権利の確保や労使交

渉の実現は、市場経済のなかでは避けて通ることのできない基本的課題であり、その必要性は政府とて否定し得ないはずである。労働NGOの多くは労働者自身によって担われている。労働者の問題が存在し、労働者のニーズがある限り、労働NGOによる労働者の権利のための活動は続くものと思われる。

* 本稿の元となった研究は科研費若手研究（B）（課題番号：20710196）、基盤研究（C）（課題番号：25380350）の助成を受けたものである。

（やまぐち まみ／アジア経済研究所 東アジア研究グループ）

- 《注》
- (1) 「労働NGO従業者被拘引発的思考」財経網 (mcaijing.com.cn 二〇一五年二月五日アクセス)、「広東多名公益組織従業者被刑拘 此前機構曾被関停」鳳凰資訊 (<http://news.feng.com/> 二〇一五年二月五日アクセス)
 - (2) 中国語では、「労働NGO」、つまり労働者のNGOと呼ばれる。

- (3) 二〇〇五年八月二五日、北京における王侃氏（中国労働関係学院・講師）ヒアリングより。
- (4) 「曾飛洋：一個労働NGO的挟縫生存」（『南風窓』二〇一〇年三月二七日） (<http://www.nfcmag.com/> 二〇一六年一月二五日アクセス)。
- (5) 日本の短大に相当する二年制の高等教育機関。
- (6) www.dgzngo.cn
- (7) 参考文献⑤より。
- (8) 南飛雁社会工作服務中心ホームページ (<http://www.nfnyngo.org>) および二〇一五年七月一七日（於広州市）筆者による何曉波氏インタビューより。
- (9) 国営企業改革により私営企業になった企業だったとのことである。
- (10) 筆者による二〇一五年七月一九日何曉波氏インタビュー（注⑧）。
- (11) 「二家NGO及公民譴責対勞工公益人士的暴力行為」博訊新聞網 (<http://www.boxun.com/news/gb/china/2014/12/201412302143.shtml> 二〇一六年二月三日アクセス)。
- (12) 黄慶南はこの襲撃により、片足が機能不全になる重傷を負い、NGO関係者を震撼させた。

《参考文献》

- ① 韓嘉玲・占少華「非政府組織与農民工」（蔡昉・白南生編『中国軌跡時期労働力流動』社会科学文献出版社、二〇〇六年）。
- ② 大塚健司「中国・改革・開放下の社会セクターとあらたな民間組織」（重富真一編『アジアの国家とNGO：15カ国の比較研究』二〇〇六年）二七二―二九八ページ。
- ③ 朱健剛「草根NGO与中国公民社会的成長」（『開放時代』二〇〇七年第五期、二〇〇七年）三六一―四七ページ。
- ④ 山口真美「中国・出稼ぎ新世代の闘い：富士康連続自殺事件とホンダ工場ストライキをめぐる動向」二〇一〇年六月、海外研究員レポート (http://www.ride.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/1006_yamaguchi.pdf)。
- ⑤ 韓東方「中国劳工通訊対『人民日报』関於「番禺打工族服務部」主任曾飛洋先生報道的回應」権利運動 (http://www.hrcchina.org/2016/01/blog-post_14.html 二〇一六年一月二八日アクセス)。